

刑法とは何か

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから刑法#1 / 動画: <https://youtu.be/p0cqo52oaVk>

第1章 刑法の基礎 ① / 動画の内容を見返し用にまとめたものです (動画には含みません)。

1. 刑法とは——犯罪と刑罰 [短答]

刑法とは、①何が「犯罪」になるか、②その犯罪にどんな「刑罰」を科すか——この2つを

定めた法です。こうした「中身」に着目した捉え方を、**実質的意義の刑法**といいます。

殺人罪の条文を例に見てみましょう。

【条文】 刑法199条 (殺人罪) 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の拘禁刑に処する。

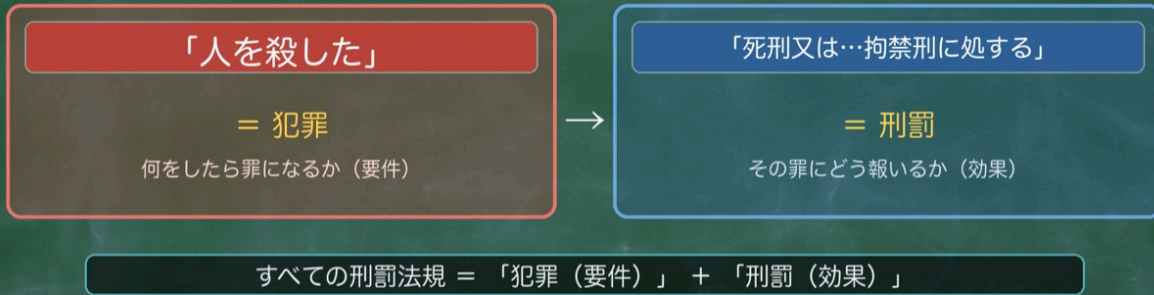
条文 刑法199条 (殺人罪)

人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の拘禁刑に処する。

「人を殺した」が**犯罪**、「死刑又は……拘禁刑に処する」が**刑罰**です。すべての刑罰法規

は、この「犯罪」と「刑罰」のセットでできています。

刑法199条 = 「犯罪」と「刑罰」のセット



図：刑法199条には「犯罪（人を殺した）」と「刑罰（死刑～拘禁刑）」が両方入っている。

なぜ「名前」ではなく「中身」で捉えるのか
理由は2つあります。

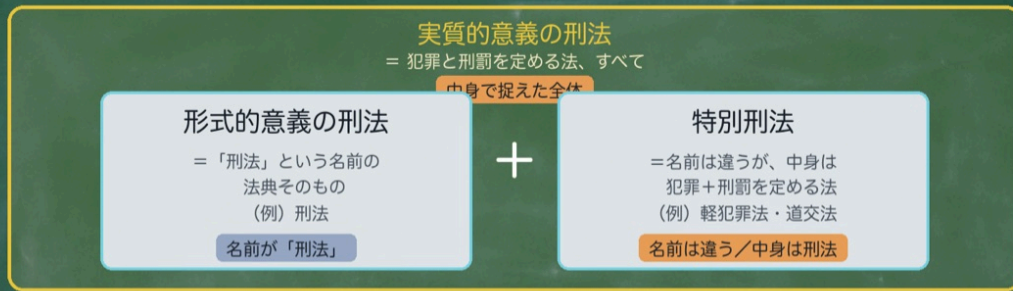
- ① 名前で線を引くと取りこぼす … 世の中には、名前は「刑法」ではないのに、犯罪と刑罰を定めた法律が山ほどあります（後述の特別刑法）。名前で判断すると、それらが全部こぼれ落ちてしまう。
- ② 書いてあることだけが犯罪 … 刑法に書いてある行為だけが犯罪です。逆に、書いていない行為は、たとえ道徳的に悪くても罰せられない。この「書いてないことは罰せられない」というしくみが、私たちの自由を守る働きにつながります（刑法の機能として第1章③でじっくり扱います）。

覚えるポイント — 刑法とは

- ① 何が「犯罪」か … どんな行為を罰するか
- ② その犯罪にどんな「刑罰」を科すか
- この2つを定めた法 = 刑法（中身に着目した捉え方 = 実質的意義）
- 名前ではなく中身で捉えるのが出発点

2. 刑法の分類——形式的意義・特別刑法・実質的意義 [短答]

なぜ道路交通法も「刑法」なのか。ここで刑法の分類を整理します。



図：実質的意義の刑法 = 形式的意義（刑法典）+ 特別刑法。

- 形式的意義の刑法 = 「刑法」という名前の法典そのもの。
- 特別刑法 = 名前は違うが、犯罪と刑罰を定める法（軽犯罪法・道路交通法など）。
- 実質的意義の刑法 = その両方を合わせた全体。

なぜ特別刑法が必要なのか

交通・環境・経済……社会のルールは膨大です。これを1冊の刑法典に全部詰め込むのは現実的ではありません。そこで、各分野の法律が自分の中に「違反＝犯罪」と「罰則＝刑罰」を抱えています。

たとえば道路交通法では、制限速度を大きく超えて走ると罰金などの罰則があります。「速度超過という行為」が犯罪、「罰金」が刑罰。名前は「道路交通法」でも、中身は刑法そのものです。

大事なのは、**名前で判断しないこと**。「犯罪と刑罰を定めているか」が、刑法かどうかの基準です。なお、受験で単に「刑法」というときは、ふつうこの実質的意義を指します。

3. 刑罰の種類 [短答]

「刑罰」は、奪うものに応じて大きく3つに分かれます。

刑罰の種類

種類	奪うもの（内容）	具体例
生命刑	生命	死刑
自由刑	身体の自由	拘禁刑
財産刑	財産	罰金・科料・没収

※ 旧「懲役・禁錮」は改正で『拘禁刑』に一本化

※ ほかに拘留（自由刑）・科料（財産刑）／没収は付加刑（他の刑に付け加える）

図：刑罰は「奪うもの」に応じて生命刑・自由刑・財産刑の3つ。

刑罰とは、国が犯人から何かを奪う制裁です。人から奪えるものは、突き詰めると生命・自由・財産の3つ。だから刑罰も、この3つに対応して分かります。

- 生命刑（生命を奪う）＝死刑
- 自由刑（身体の自由を奪う）＝拘禁刑
- 財産刑（財産を奪う）＝罰金・科料・没収など

「奪えるものは3つ」だから刑罰も3つ。丸暗記ではなく理屈で思い出せます。199条の

「死刑又は……拘禁刑」も、生命刑と自由刑が並んでいる、と読めます。

なお、従来の「懲役」「禁錮」は、改正で拘禁刑に一本化されました。古い問題集の「懲役」表記に注意しましょう（細かい刑の種類は、先の刑罰論の回でまとめて扱います）。

4. 刑法は「実体法」〔短答〕

刑法は「実体法」に分類されます。何が犯罪で、どんな刑罰かという“中身”を決めるのが刑法。実際にどう捜査し、どう裁くかという“手続”は刑事訴訟法の役割です。

なぜ2つに分けるのか——「何が正解か」と「その正解をどう確かめて実現するか」は別の問題だからです。料理にたとえると、

- レシピ＝「何を、どんな材料で作るか」を決める … これが**刑法**
- 調理工程＝「どの順で火を入れ、盛り付けるか」 … これが**刑事訴訟法**

どちらが欠けても料理は出てきません。刑法で犯罪の「成立」を決め、刑訴でそれを「実現」する。両輪の関係です。

覚えるポイント — 実体法と手続法

- 刑法 … 何が犯罪で・どんな刑罰か（中身＝**実体法**）
- 刑事訴訟法 … どう捜査し・どう裁くか（手続＝**手続法**）
- 刑法で「成立」を決め、刑訴で「実現」する

短答ひっかけ

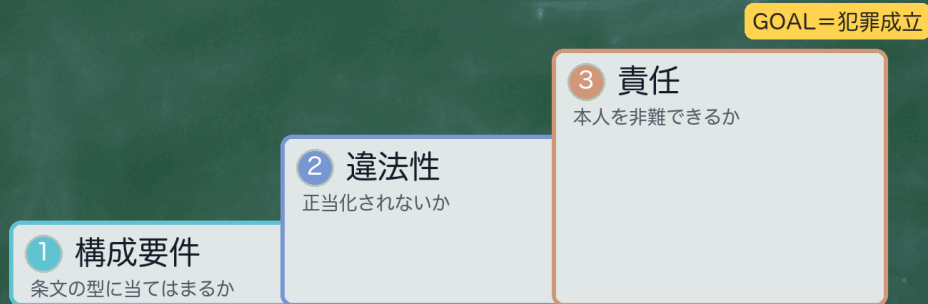
- 名前が「刑法」でなくても刑法（＝特別刑法。道路交通法など）
- 受験で「刑法」は実質的意義を指す
- 刑法は実体法（手続は刑事訴訟法）

今日の地図（保存版）

- 刑法 = 「犯罪」と「刑罰」を定める法
- 実質的意義 = 形式的意義（刑法典） + 特別刑法

- 刑罰 = 生命刑・自由刑・財産刑（人から奪えるもので分ける）
- 刑法は実体法（手続は刑訴）

犯罪成立への一本道（これから登る山）



この3段すべてを満たして、はじめて『犯罪』が成立する（詳しくは後の回で）

図：今回の全体地図——刑法とは／分類／刑罰の種類／実体法。

次回は第1章②「自然犯と法定犯」。犯罪に

も“種類”がある、という話です。